

船舶事故調査報告書

令和2年3月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年11月23日 14時05分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市田倉埼西南西方沖 田倉埼灯台から真方位250° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 15.4′ 東経135° 02.0′）
事故の概要	遊漁船こうしん丸は、東南東進中、また、プレジャーボート等司号 ^{ひとし} は、漂泊中、両船が衝突した。 こうしん丸は、船首部船底外板に擦過傷を生じ、また、等司号は、船首部外板等に圧壊を生じた。
事故調査の経過	令和元年11月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 こうしん丸、5トン未満 252-16100和歌山、個人所有 7.95m（Lr）×2.12m×0.65m、FRP ディーゼル機関、80.9kW、平成元年8月 B プレジャーボート 等司号、5トン未満 252-15268和歌山、個人所有 6.27m（Lr）×2.35m×1.01m、FRP ガソリン機関、73.6kW、昭和63年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年4月18日 免許証交付日 平成28年2月25日 （令和3年4月17日まで有効） B 船長B 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年11月14日 免許証交付日 平成30年9月20日 （令和5年11月13日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部船底外板に擦過傷

	B 船首部外板及び操舵室に圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、令和元年11月23日06時10分ごろ和歌山市の船だまりを出航し、和歌山市神島付近で遊漁を行った後、13時50分ごろ帰航を開始した。</p> <p>A 船は、船長Aが、操舵室中央部付近に立ち、増速しながらリモコンによる手動操舵により和歌山市沖ノ島西方沖を南進した。</p> <p>船長Aは、約12ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)とし、沖ノ島南方沖で漂泊中の数隻の釣り船を左舷方に見ながら左転した後、和歌山市の紀ノ川河口北側の護岸を船首目標にすることとし、A船の船首が浮上して船首方に死角が生じており、操舵室の左舷側に出て船首方を見たものの、他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないと思い、操舵室中央部付近に戻って操船を続けた。</p> <p>船長Aは、A船が田倉崎西南西方沖を東南東進中、14時05分ごろ船体に衝撃を感じた後、B船を認め、A船とB船とが衝突したことを知り、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人(以下「同乗者B」という。)を乗せ、釣りの目的で、06時00分ごろ和歌山市の船だまりを出航し、沖ノ島北西方沖で釣りをを行った後、13時30分ごろ帰航を開始した。</p> <p>B船は、田倉崎西南西方沖を航行中、船長Bが、後日初めて行う予定であったたい釣りを試してみようと思い、船外機を中立運転として漂泊した。</p> <p>船長Bは、操舵室左舷側に立ち、同乗者Bは、右舷船尾部に座り、いずれも釣りの仕掛けを作り始めた。</p> <p>B船は、船長Bが、仕掛けをうまく作れず、仕掛けを作ることに没頭していたところ、A船の接近に気付いた同乗者Bの大声を聞き、船首方至近にA船を認めたものの、どうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>同乗者Bは、船長Bの依頼により、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、約10～17knの速力で航行すると船首が浮上して船首方に死角が生じ、約12knの速力で航行すると正船首から左右に約10°までの範囲に死角が生じていた。</p> <p>船長Aは、ふだん、船首を左右に振ったり、操舵室の両舷に出たりして船首方の死角を補う見張りを行っていた。</p> <p>船長Bは、B船が漂泊中、航行中の他船が漂泊中のB船を避けると思っていた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、田倉埼西南西方沖を東南東進中、船長Aが、船首浮上により船首方に死角が生じている状況下、操舵室の左舷側に出て船首方を見たものの、他船を見掛けず、前路に他船はいないと思い、航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、田倉埼西南西方沖で漂泊中、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けると思い、釣りの仕掛けを作ることに没頭していたことから、船首方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、田倉埼西南西方沖において、A船が東南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首浮上により船首方に死角が生じている状況下、前路に他船はいないと思い、航行を続け、また、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けると思い、釣りの仕掛けを作ることに没頭していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中に船首方に死角が生じる場合は、死角の範囲内に他の船舶が存在している可能性があるため、死角が解消される場所に立ったり、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・漂泊中は、航行中の他船が避けてくれると思わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

